

# 広報 やまこし

1985

8月

第206号

発行/新潟県古志郡山古志村役場 電話 (0258) 59-2330 ■印刷/大川印刷株式会社 ■8月5日発行



## 「二度と火事は起こさない」

桂谷で50年続いている子供たちの「火の用心」

「火の用心、火を気をつけて  
「ださあい」——桂谷で、子供た  
ちによる火の用心の夜回りが五十  
年近く続けられています。  
小学三年生以上で週二回、男女

交代で行われ、夜八時から集落内  
を回ります。男子は九人、上級生  
ガカチ(拍子木)を打ち、所々で  
「火の用心」と大きな声で。  
——桂谷では、七十年前の大正

四年八月、一千数軒を焼く大火事  
がありました。「あの惨事を二度  
と繰り返さないよう」と、最初  
は大人たちが夜回りをしました。  
そして、昭和十年過ぎから、戦争  
などで大人が少なくなったため、  
子供にバトンタッチ。以来、戦後  
もずっと続いてきたものです。  
——子供たちが集落内を回って  
いると、大人たちから「苦勞さ  
い」と声が返ってきます。

### 健康増進車『ゆうきゆう号』

調理を交え、食生活改善指導を行います。

期 日	会 場	時 間
8月8日(木)	二丁野消防小屋前	10:00~11:30
	油夫青木秀敏宅前	13:30~15:00
9日(金)	梶金集会所前	10:00~11:30
	小松倉集会所前	13:30~15:00

### 胃ガン検診

8月20日(火)	虫 亀 小 学 校	各会場とも 8:30~9:30
21日(水)	村 民 会 館	
22日(木)	民 俗 資 料 館	
23日(金)	種 苧 原 農 協	
28日(水)	〃	
28日(水)	〃	

※料金—500円(当日徴収)

※前日夜8時からは何も食べないでください。  
当日朝は、水やガム、たばこもいけません。

### 子宮ガン検診

8月29日(水)	種苧原温泉センター	各会場とも 9:00~9:30
9月2日(月)	虫 亀 小 学 校	
18日(水)	村 民 会 館	

※料金—400円(当日徴収)

### 一般健康診査

脳卒中や心臓病など成人病予防のため、毎年  
検診を受けましょう。対象は40歳以上全員。

8月26日(月)	池 谷 小 学 校	9:30~11:30
	東 竹 沢 小 学 校	13:30~15:00
27日(火)	村 民 会 館	9:30~15:00

※検診内容—1次検診(身体計測、問診、血圧  
測定、検尿)、必要により2次検診。

※料金—1次検診100円、2次検診500円

※必ず、健康手帳をご持参ください。



## 山古志の包装紙を 作りました



お知らせ

観光協会で、山古志村のPRの  
ため、包装紙を作りました。角突  
き、錦鯉などを表しましたが、商  
お盆がせまってきましたが、商  
店の方は、贈答用品などにぜひご  
利用ください。

包装紙は商工会で取り扱ってい  
ますが、注文はできるだけ五百枚  
単位でお願いします。価格は五百  
枚で七千円です。  
なお、家庭で利用する方につい  
ては少量でもお頒けします(一枚  
十四円)。お盆の帰省者へのおみや  
げの包装などにどうぞ。

### 《61年用家計簿》



昭和六十一年用《明るい生活の  
家計簿》の申し込みを受け付けま  
す。生活改善グループなどで使用  
し、好評を得ているものです。  
▽申込期限—八月末日  
▽申込先—役場総務課(電話可)  
▽価格—一冊二百六十円(申  
込数により変わる場合があります)

### 診療所の休診

医師の休暇により、診療所を次  
のとおり休ませていただきます。  
▽内科 八月十五日~十六日  
▽歯科 八月十四日~十六日

### 農業者年金 巡回相談

農業者年金の経営移譲年金を間  
近に受けられる方、また、農業者  
年金について知りたい方は、お気  
軽においでください。  
▽8月30日(金)  
午前10時30分 種苧原農協  
午後1時30分 村民会館  
個別相談  
▽相談員  
農業者年金基金、県農業会議  
農協中央会



ダンス講座…会員30人。7月で基礎編は終わりです。9月からはダンスクラブを結成して、月1回講習の予定ですが、「月1回じゃだめだ。もう1回くらい自分たちで復習しよう」の案も決まりそう。早くも12月にダンスパーティーを計画するなど、意気盛んです。



59. 11 文化展



59. 9 料理講座



60. 6 民謡のつどい



60. 3 中村昌枝 講演会



村民会館オープンから1年

# 1年間の利用者 13,000人



59. 8 成人式



59. 9 敬老会

村民会館がオープンして、六月末でちょうど一年経ちました。村民の交流の場として、この一年間の利用者が一万三千人あまりと、大いに利用されました。とくに、村づくりを推進する会合の場として、また社会教育講座などで新たな活動が生まれるなど、その機能が発揮されています。

## 赤ちゃんからお年寄りまで 村民1人が3・8回の利用

利用状況は、表のとおり、この一年間で延べ一万三千四十人が利用しました。赤ちゃんからおじいちゃん・おばあちゃんまで含めて村民一人三・八回利用した勘定です。この表は、各部屋ごとの延べ人数で計算してありますが、その重複分を差し引いた実人数でも約一万人で、一人三回来ていることとなります。

なお、保健相談室の利用および教育委員会事務局の事務関係の利用等は除いてあります。

**催し物、式典**  
大きな会場ができたことにより、いろいろな催しが行われました。従来は学校を会場にしていた民謡のつどいも、去年、今年とも四百

昭和59年7月～60年6月 村民会館利用状況(概数) (人)

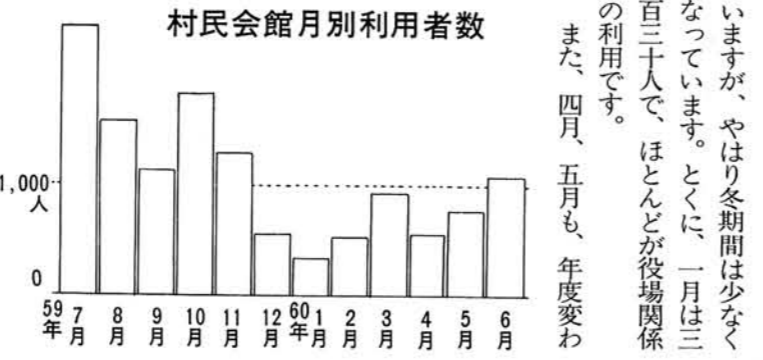
区分	計	催し物、式典	社会教育等		行政等	私的な利用	
			会合	講座・活動		非営利	営利
大ホール	6,300	2,600	110	520	1,650	920	500
会議室	3,350	560	310	160	1,900	390	30
研修室	850	90	70	310	330	50	—
和室	240	40	10	—	170	20	—
調理実習室	460	80	20	90	230	40	—
図書視聴覚室	620	30	—	290	200	100	—
喫茶談話室	1,220	150	180	10	660	220	—
合計	13,040	3,550	700	1,380	5,140	1,740	530

資料・村民会館使用記録簿

**行政など**  
役場のほか、農協、観光協会、商工会などの利用を含めました。役場に隣接しているため、利用も多く、全体の三九%を占めています。

**私的な利用**  
一千人以上の利用がありました。政治団体や会社、営利目的などの利用を除くと、個人やグループの利用は四百五十人しかいません。談話や休憩、また同級会が二回ありました。

**冬は利用者が少なめ**  
次に、利用状況を月別に見てみましょう。一か月平均約千人が利用して



**夜、開放したのですが…**  
昨年七月から九月までの三か月間、談話室に、休憩に、読書に、気軽に利用してもらおうと、管理人を置いて毎日夜十時まで開放しました。(一階の喫茶談話室、図書視聴覚室のみ。二階の申し込み

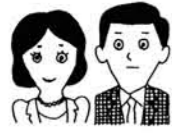
### 社会教育

村民の交流の場、学習の場として、活動が進められました。会合では、社会教育推進のための会議、研修会、野球や青年団、グループの打ち合せなど、活動の場としては、去年の秋と今年の春、継続的に講座が開かれ

による利用は除く) ところが、この夜間の開放を利用した人は、わずか百十四人。野球や青年会の打ち合わせ七十六人と、休憩や読書など三十八人。利用日数も三十日——三日に二日はだれも来ませんでした。このため、毎日の夜間の開放は中止したのですが…。その後、みなさんからの開放の要望などもほとんどありません。——現在も、「夜十時までは、いつでも気軽に利用してもらいたい」ということには少しも変わりありません。ただ、以上のような理由で、申し込みがあった時だけ開放しています。一階の喫茶談話室、図書視聴覚室を利用するときは、事前に電話等で申し込みください。この部屋は無料です。また、平日の日中(九時～午後五時、土曜は十二時まで)はもちろん、夜間、講座や会議で利用している時も開放されていますので気軽に立ち寄りください。なお、今年、喫茶談話室にエアコン、ジュースとたばこの自動販売機を設置しました。 — 村民会館 ☎(59) 2333 —

# 成人式のご案内

8月14日(水)



午前9時～  
村民会館

※式典の後、蒼柴神社参拝、懇親会  
※該当者——昭和39年4月2日～  
40年4月1日生まれの人

# 若人のつどい

8月16日(金) 8時30分  
村民会館集合  
9時出発

## 「角田山に登って、眼下の日本海を眺望しよう」

——時間に余裕があれば海水浴もできます。帰ってきて村民会館で懇親会。多数参加ください。

▷参加費—1,000円(当日徴収)  
▷申し込み・問い合わせ—連合青年会(会長・田中茂 ☎59-2411、及び各会員)または教育委員会へ、8月14日までに申し込んでください。(帰省者等は、当日の朝でも受け付けます)  
※雨天等で、行先が変更になる場合があります。



# 第17回 村レク大会

8月18日(日)



9時30分～午後4時30分  
山古志中学校グラウンド  
(雨天・体育館)

村あげての大運動会です。子供からお年寄りまで、ふるってご参加ください。

(5) 昭和60年8月

峰村良弘さん(二十一歳、幸さん方)は、今年成人式です。でも、十四日の成人式には欠席の予定。会社で、四月に一年間の休みを決めており、当日は休みじゃないのだそうです。

「休みがとれば出ます。同級生も結構帰ってきているようだけど、みんなに会ってみたいと思うし……。五十一人(山古志中の同級生)いました。が、やっぱりみんな変わっているだろうね」

峰村良弘さん 虫亀

## 「やっぱり、みんな変わっているだろうね」

成人式には出られないと思うが——

おどろおどろします 50



良弘さんは、工業高校を卒業して、長岡市にある内田機械工業(株)に勤務。暖房機などを作っている会社ですが、プレスの金型製作の仕事です。「施盤を使ったりして鉄工所みたい。同じ物を二

度作ることはないし、難しい仕事もあるが、やりがいがある」と。また、今年の冬は、ストーブなどのアフターサービスのため、静岡

県へ出張していたそうです。趣味は、模型作り。飛行機や船など、色を塗ったり、改造したりしており、高校のときは同好会まで作っていました。また、シンセサイザーのものやニューミュージックを聴いたり、SF小説を読んだりします。やりたいことは、旅行。「地平線を見てみたい。日本じゃなく、アフリカとかの大陸へ」。山古志村については、

「自然が多いのがいい。雪を克服した春のありがたみとか、なんとなく好き」

▽テレビ放送  
8月17日(土)と24日(土)  
午前10時45分～11時15分

# BSN『民謡チャンピオン』公開録画

8月11日(日)

午後2時～  
池谷闘牛場  
(雨天・山古志中)



# 消防演習

7月21日、村の消防演習が、炎天下の山古志中学校グラウンドで行われました。

218名の団員と、可搬式ポンプ14台、積載車4台、消防車1台が集合。機械器具点検、ポンプ操法、小隊訓練、放水訓練、分列行進と、終始きびきびと演習していました。(写真は消防自動車隊のポンプ操法)

# 乳歯



(9)

村歯科医師 星野勝美

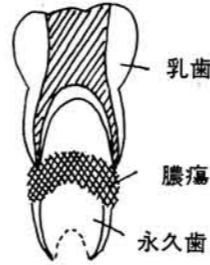


妊娠して七週間目には乳歯の基が作られる。だから母親の栄養バランスに気をつけて——このことは去年お話ししました。

乳歯は、生後六か月から二歳くらいの間に生え、六歳から小学校高学年くらいで永久歯に生えかわるまで使われます。永久歯が生えてくるまでの代打的要素があるのは否めませんが、かといって軽んじると、いろんな障害が現われてきます。

まず、乳歯は永久歯に比べて、虫歯になりやすく、その進行も早いことを心得ておかなければなりません。

歯髄に感染が起ると、歯根の



先に膿瘍(のうよう)の袋を作ります。その下には、次に生えてくる永久歯があるため、ウミで永久歯のエナメル質に障害が起きて弱くなります。そして生えてから、その部分が白くチョークのように変色したり、虫歯になりやすくなったり、歯の形そのものも変わってしまう場合もあります。さらに、全身的には、この膿瘍から、常に細菌が血中に放出され続けるため、腎炎や心内膜炎、関節炎などの原因にもなりかねません。

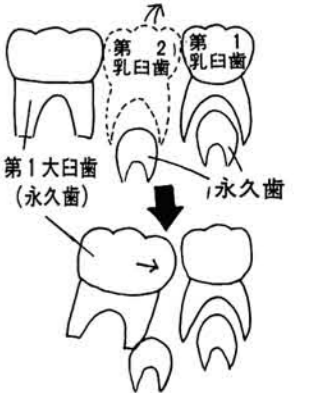
また、虫歯が痛くてよくかめないでいると、アゴの骨の成長にも悪影響を及ぼすこともあります。

六歳ころ、永久歯のトップバッターとして、乳歯の奥に第一大臼歯(奥歯の大きな歯で乳歯にはない)が生えてきます。ところが、その手前の第二乳臼歯(つまり乳歯のいちばん奥の歯)が早い時期に抜けてしまうと、第一大臼歯が前に移動して、そのすきまをうめてしまいます。その部分に生えて

# 第3回村長杯争奪野球大会

8月25日(日)

(雨天延期)  
午前6時集合  
山古志中グラウンド  
及びスポーツ広場



くるべき永久歯の第二小臼歯は場所を失い、生えなかつたり、いびつな位置に生えてきたりしてしまいます。

このように大切な乳歯ですから、永久歯に生えかわるからといっておろそかにせず、虫歯の予防と早期治療に努めてください。

道路交通法の改正

シートベルト着用が義務付けられます

道路交通法の一部が改正され、主なものは九月一日以降、段階的に施行されます。  
今回の改正は、ここ数年増え始めた死亡事故を減少させるとともに、「車社会」の新しい秩序づくりを目指すものです。  
主な改正点は次のとおりです。

シートベルトの着用が義務付けられました

9月1日施行

すべての道路で、ドライバーはシートベルトの着用が義務付けられました。また、ドライバーは、助手席にすわる人にもシートベ



トを着用させてからでないと、車を運転してはいけません。同時に、ドライバーは、後部座席にすわる人に対してもシートベルトを着用させるよう努めなければなりません。

違反した場合の措置

高速道路―ドライバー本人が着

用していない場合に行政処分点数一点。  
一般道路―今回の法改正の趣旨がドライバーに徹底し、シートベルト着用意識が向上した段階で、行政処分点数を付することを検討することになっていきます。  
〔特例〕  
次に挙げるような人は、着用義務を免除されます。

- ▽乗降りひんぱんな郵便集配車などのドライバー
- ▽妊娠や負傷している人など、療養上または健康の保持上シートベルトをするのが適当でないドライバー
- ▽体が非常に大きい、あるいは小さいので適切にシートベルトを装着できないドライバー
- ▽バックの運転をするときのドライバー
- ▽その他、パレードなど複数の警察用車両で護衛等されている車のドライバーや公職選挙法上の選挙用自動車のドライバー(候補者や運動員に限る)などです。

なお、助手席同乗者についても、ほぼドライバーの場合に準じて免除が認められます。

空ぶかし等の行為が禁止されます

9月1日施行

ドライバーやライダーは、正当な理由がなく、著しく人に迷惑になる騒音を生じさせる方法で急発進、急加速、空ぶかしをしてはならないことになりました。

違反した場合の措置

行政処分点数一点。

初心者ライダーの二人乗り禁止

9月1日施行

自動二輪車の免許を取って一年未満の初心者ライダーは、二人乗りをしてはいけないことになりました。

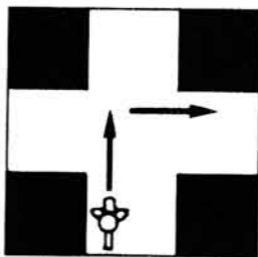
違反した場合の措置

行政処分点数一点。反則金四千元。罰則三万円以下の罰金。

ミニバイクの右折方法が変わります

61年1月1日施行

次に挙げる道路では、図のように曲がらなければなりません。



- ①標識で右折方法が指定されている交差点
- ②片側三車線以上ある道路で信号機

ミニバイクを運転する人も必ずヘルメットをかぶらなければならなくなりました。

ヘルメット着用がミニバイクにも義務付け

61年7月5日施行

違反した場合の措置

行政処分点数一点。

国民健康保険

ことしの保険料

今年の国民健康保険料の料率が決まりました。  
現在、被保険者数は二千二十五人(三月末)と年々減少しており、また医療費の増加などで、保険料は一人当たり平均四万六千円となりました。

国保は助け合いの制度で、みなさんの保険料と国のお金などから成り立っています。保険料の納入に、ご理解とご協力をお願いいたします。

保険料の計算方法(年額)

- ①所得割 (前年中の所得-26万円) × 0.0761  
ただし、事業専従者控除、および譲渡所得の特別控除はしません。
- ②資産割 固定資産税 × 0.6080
- ③均等割 1人当り 17,191円
- ④平等割 1世帯当り 24,470円
- ⑤低所得者に対する軽減額  
イ、所得が26万円以下の世帯  
1人当り 8,423円  
1世帯当り 12,350円  
ロ、所得が世帯主26万円と他の被保険者1人につき19万5千円の合計より低い世帯  
1人当り 5,616円  
1世帯当り 8,233円
- ⑥最高限度額 1世帯 35万円

低所得者については、世帯の状況により軽減されます。保険料の最高限度額は三十五万円です。

徴収方法

…四月(一期)、六月(二期)分は、今年度の保険料が確定しないため、昨年度の額の二割ずつ仮に徴収しました。八月(三期)からは、確定した本年度の額から仮徴収分を差し引いて、その残額を六期まで四回に分けて納入していただきます。



国民年金

年金額 3.4%アップ



国民年金法の一部が改正され、拠出年金が五月分から、福祉年金が六月分から引き上げられました。

拠出年金は、原則として五年ごとに改定が行われますが、その間に全国消費者物価指数が対前年5%を超えた場合に物価スライドにより年金額が改定されることになっています。五十九年度は、物価上昇率が5%以下でしたが、社会経済情勢が考慮され、今回、特例的にスライドが行われたものです。

拠出年金 60年5月から(月額)

年金の種類	現行	改正
老齢年金 5年	25,858円	26,733円
老齢年金 10年	30,375円	31,408円
老齢年金 19年	40,975円	42,375円
障害年金 1級	59,775円	61,817円
障害年金 2級	47,817円	49,450円
母子・準母子年金 子1人	47,817円	49,450円
母子年金 母子加算	62,817円	64,450円
遺児年金(子1人)	47,817円	49,450円

福祉年金 60年6月から(月額)

老齢福祉年金	現行	改正
老齢福祉年金	25,600円 ※(23,500円)	26,500円 (23,800円)
障害福祉年金 1級	38,400円	39,800円
障害福祉年金 2級	25,600円	26,500円
母子・準母子福祉年金(子1人)	33,300円	34,500円

※( )は扶養義務者等の年収が600~876万円のと

人権相談所

8月8日(木)  
10時~午後3時  
村民会館

◎人権擁護委員

関 和男 梶金 ☎(59)25555  
長島寅二郎 虫 ☎(59)23383

毎日の生活の中で、困ったことがありましたら、お気軽にご相談ください。無料で秘密厳守します。